

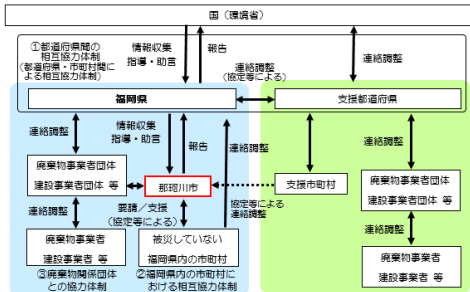


### 3-3 県および他関連団体との連携

#### (1) 県との情報共有

区分	情報共有項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	迅速な生活環境の保全に向けた支援

#### (2) 国、支援都道府県等との協力



### 3-4 住民対応

対応時期	周知方法	周知内容
災害初期	指定避難所、公共機関等の提供への呼び出し 市ホームページ等 報道等のメディア	・危険物・有害物の取り扱いについて ・ごみ収集場所や分別回収方法について ・仮置場の場所について ・不法投棄の禁止について ・し尿収集の実施について ・問合せ先について
災害対応	広報宣伝車 防災行政無線 回覧板 指定避難所等での説明会	・被災家庭の取扱いについて ・仮置場の場所、分別方法等について ・被災自動車等の確認について
復旧・復興	・災害初期時と災害対応において用いた周知方法	・仮置場の場所や設置期間、便さごみや不法投棄の禁止について ・処理実行計画について ・災害廃棄物処理の進捗状況について

## 4 協力・支援体制

### 4-1 自衛隊・警察・消防

発災後には、自衛隊・警察・消防とともに二次災害の防止に努める。

### 4-2 市町村や県との協力・支援体制

協定の名称	協定先	締結日
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成14年6月25日
一般廃棄物の処理に関する相互協力協定	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	平成14年7月1日

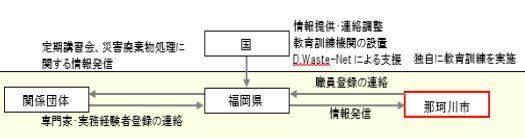
### 4-3 民間事業者の協力

協定の名称	協定先	締結日
災害発生時の応援に関する協定書	那珂川市土木協会	平成21年4月1日
災害発生時の応援に関する協定書	那珂川市電設協会	平成21年6月23日
道路情報提供に関する協定書	筑紫郵便局	平成26年4月1日
災害時における筑紫郵便局及び那珂川市内郵便局と那珂川市との相互協力に関する協定書	筑紫郵便局及び那珂川市内郵便局	平成26年4月1日
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	筑前環境整備事業協同組合	平成26年4月1日
災害時における応急対応に関する協定書	那珂川市建設業協会	平成26年6月21日
災害発生時の応援に関する協定書	南福岡管工協同組合	平成27年2月23日

## 5 教育訓練・人材育成等

### 人材育成及び訓練

被災時に実効性のある協力体制を構築しておくためには、本市、県、廃棄物関係事業者団体等からなる福岡県災害廃棄物連絡会を通じて、平時から災害廃棄物に係る情報共有や処理に関する検討等を行い、発災時に速やかに対応できるマネジメント能力の維持・向上に努めることが必要。



福岡県災害廃棄物処理連絡会の構成

那珂川市の教育訓練

- 災害を想定したシミュレーション(広域から最終処分までを想定した回上演習等)
  - 仮置場の設置運営や危険物の管理・処分方法
  - 災害廃棄物処理に係る隣接方法及び災害査定対応
  - 災害廃棄物処理に関する専門知識や専門家の活用方法 など
- ※ 日本大震災において、発災時に行った自治体と建設業団体の合同防災訓練が、発災時に効果を発揮したという事例がある。

## 第2編 災害廃棄物処理対策

### 1 災害廃棄物発生量の推計

#### 1-1 し尿、避難所ごみ・生活ごみの処理

#### 1-2 地震による災害廃棄物

○地震による災害廃棄物(片付けごみ・家屋解体ごみ)発生量の推計・・・総量23,000t  
 ※本市の年間ごみ量 約16,000t(令和元年実績)の1.4倍  
 ○地震発生時に避難所から出るごみ・し尿の推計・・・ごみ0.34t/日・し尿900L/日  
 ※避難所避難者数を530人で推計

#### 1-3 地震発生推計に基づく災害廃棄物処理フロー

本計画において想定している災害は、「地震災害、風水害」であるが、ここでは地震災害により発生する災害廃棄物のみ記載する。

破砕選別後の廃棄物組成	発生量(t)	搬出先
柱材・角材	600	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
可燃物	2,200	全量を既往焼却施設で焼却
コンクリート	11,161	全量を再生資材として活用
金属くず	748	全量を金属くずとして売却
不燃物	7,652	全量を最終処分場で埋立
土材系	639	全量を再生資材として活用

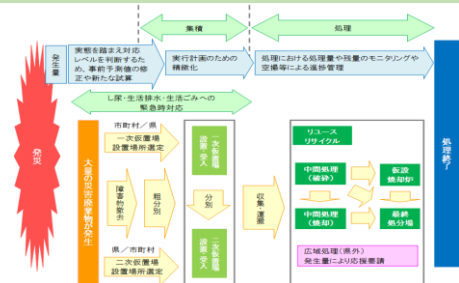
#### 1-4 風水害による災害廃棄物

○水害による災害廃棄物(片付けごみ・家屋解体ごみ)発生量の推計・・・総量31,443t  
 ※本市の年間ごみ量 約16,000t(令和元年実績)の約2倍

## 2 災害廃棄物処理

### 2-1 災害廃棄物処理実行計画の策定

平時から、国(環境省)が作成する災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)や本計画を基に、具体的な処理方法を定める処理実行計画を作成しておき、発災時に迅速な対応ができるようにする。  
 なお、被災の状況によっては、福岡県に災害廃棄物処理の支援を要請し、1年以内に処理を完了することを目指す。

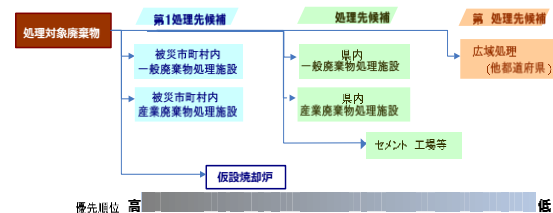


災害廃棄物処理実行計画のイメージ

### 2-2 処理スケジュール

項目	発災後1週間以内	1週間～1ヶ月以内	1ヶ月～3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月以内	6ヶ月～1年以上
各種調整	● 廃棄物処理先との調整 ● 処理計画(最終処分先)	● 調整完了			
情報収集	● 被災状況の把握 ● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握
情報発信	● 被災状況の把握 ● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握	● 被災状況の把握
仮置場整備	● 仮置場の設置 ● 仮置場の設置	● 仮置場の設置	● 仮置場の設置	● 仮置場の設置	● 仮置場の設置
収集運搬	● 収集運搬の開始 ● 収集運搬の開始	● 収集運搬の開始	● 収集運搬の開始	● 収集運搬の開始	● 収集運搬の開始
処理	● 処理の開始 ● 処理の開始	● 処理の開始	● 処理の開始	● 処理の開始	● 処理の開始
最終処分	● 最終処分の開始 ● 最終処分の開始	● 最終処分の開始	● 最終処分の開始	● 最終処分の開始	● 最終処分の開始

### 2-3 広域処理体制



災害廃棄物発生量や既存施設の余力・被災状況等の必要な情報提供に協力する。また、処理状況に合わせて、情報提供の見直しを行う。

## 2-4 事務委託、事務代替

甚大な被害により行政機能が喪失した場合、本市は県に対して地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき事務委託を行うことができる。

・倒壊家屋等の解体・撤去	・処理処分
・一次仮置場における選別	
・一次仮置場からの収集運搬	
・二次仮置場における選別	
・処理実行計画の策定	
	可燃物・不燃物の処理
	PCB 等有害廃棄物の処理
	処理困難廃棄物の処理

## 2-5 収集運搬体制の確保

### (1) 被災現場からの収集運搬

#### ① 発災直後

発災直後の収集運搬は、道路の確保が重要である。散乱がれきによる通行障害、道路の浸水等を速やかに解消し、生活圏域から一次仮置場までの運搬ルートを確保する必要がある。

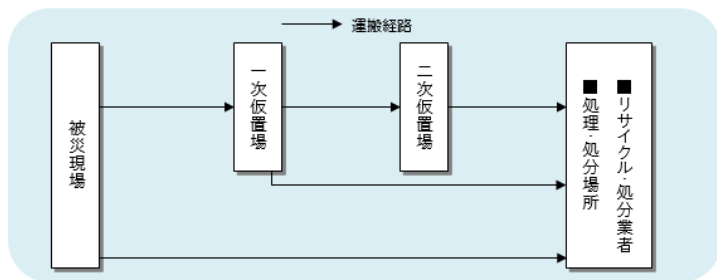
#### ② 復旧作業時

甚大な被害を受けた場合、収集運搬車両、作業員の不足が懸念されることから、県への支援要請を想定しておく。

### (2) 一次仮置場からの収集運搬

収集運搬に係る市町村の実施範囲例は下表のとおり。

なお、県の支援を受けられる場合には、事前協議を行い、本市が所管する経路を明確にする。



### (3) 収集運搬方法

本市における収集運搬事業者は1社(令和2年3月末時点)である。緊急時には、他の民間事業者による運搬の手段も検討を要する。

管理体制	台数	積載量(t)
直営	0	0
委託(許可含む)	16	40.9
合計	16	40.9

## 2-6 仮置場の確保

### (1) 一次仮置場

一次仮置場は被災現場から災害廃棄物を速やかに撤去するために設置するが、様々な災害廃棄物を混合状態で保管した場合、後工程において分別・選別作業に多くの手間と時間を費やし、結果的に処理が遅れることになる。このため、災害廃棄物を可能な限り被災現場で分別して一次仮置場に搬入する。

#### ① 一次仮置場の必要面積

警固断層地震		想定最大規模降雨(L2)	
可燃物(m <sup>2</sup> )	不燃物(m <sup>2</sup> )	可燃物(m <sup>2</sup> )	不燃物(m <sup>2</sup> )
2,800	7,345	4,924	9,444
合計10,145(m <sup>2</sup> )		合計14,368(m <sup>2</sup> )	

#### ② 一次仮置場の選定条件

仮置場は、住民の避難所及び仮設住宅建設現場等の確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生量から必要と判断される面積の用地を確保する。なお、仮置場候補地の選定にあたっては、下記の要件を可能な限り考慮し選定する。

#### 【自然環境】

- ・地滑りや地盤沈下等を起こしづらい、安定した地盤の場所であること。
- ・水源等の環境保全上留意する必要のある施設に隣接していないこと。

#### 【周辺環境】

- ・学校や病院等、避難所として指定されている施設の周辺の周辺でないこと等。

#### 【運搬効率】

- ・廃棄物の搬出入車両や作業用重機の移動、進入等が容易にできる道路と接していること等。

#### 【作業効率】

- ・推計した廃棄物発生量を仮置きできる場所として、十分な面積が確保できること等。

#### 【用地取得(利用)の容易性】

- ・できる限り公有地を選定すること、作業や搬出入に支障のある地形でないこと等。

### (2) 二次仮置場

二次仮置場は、処理処分先の品質に応じた破碎・選別の他、処理前後の廃棄物の保管機能も求められるため、一次仮置場よりも広い面積(場所)を必要とする。本市単独による設置が困難な場合は福岡県に支援を求める。

## 2-7 処理施設の確保

二次仮置場において、可能な限り破碎・選別を行った上で、再資源化を行う。

## 2-8 環境対策、モニタリング、火災対策

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場における労働災害の防止、その周辺住民の生活環境への影響を防止する。また、仮置場への搬入が進むにつれて、積み上げられた可燃性廃棄物の発火による火災発生が懸念されるため、火災予防対策及びモニタリングを実施する。

## 2-9 有害廃棄物の処理

災害時には、他の災害廃棄物とともに、有害廃棄物が仮置場等に搬入されてくるのが想定される。有害廃棄物についての災害時の処理の方針を定めておく。

## 2-10 適正処理困難廃棄物の処理

廃家電製品等、自動車、二輪車、太陽光発電設備、蓄電池、腐敗性の強い廃棄物、思い出品等については、あらかじめ処理方法を定めておく必要がある。